

## 2 資金不足比率について

財政健全化法で、地方公共団体は、公営企業会計の次の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することになりました。

本町では、下水道事業特別会計が該当し、その令和 3 年度決算に基づく資金不足比率は、以下のとおりです。

経営健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

(単位:%)

区 分	資金不足比率	備考(事業の規模)
下水道事業特別会計	— (-2.26)	312,590

※ 資金不足比率は資金不足額がないため、—で表示します。

経営健全化基準	20.00	
---------	-------	--

※ 資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合、経営の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した経営健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・外部監査契約による監査

## 資金不足比率

(趣旨)公営企業の資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{0}{312,590} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

- 資金の不足額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額 + 建設改良費等  
以外の経費の財源に充てるために起こした地方債) - 解消可能資金不足額

- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

- 事業の規模(法非適用企業) = ① 営業収益に相当する収入の額 - ② 受託工事収益に相当する収入の額

事業の規模	千円 =	①	-	②
312,590		312,590		0